
第10回

震災を超えて一宮城県の子どものを守る防災計画・子どもの参画を考える

11月5日（火）10:00～12:30

メディアテーク 7F 会議室 ab



【報告】

「子どものことは子どもに聞こう—2010年子どもの権利条約フォーラム
in みやぎの取り組み」

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事 小林純子

【ワークショップ】

子どもの参画を考える

【報告】

「子どものことは子どもに聞こう—2010年子どもの権利条約
フォーラム in みやぎの取り組み」

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事 小林 純子

近年、子どもへの虐待、いじめなど子どもの人権侵害が大きな問題となっている。1989年に国連総会において「子どもの権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准したが、現在の日本では子どもの自殺は毎日1.7人（2009年警察庁統計資料）、子どもの虐待死は3日に1人（2006年厚生労働省調査）という状況で、子どもの権利が守られているとはいえない。

宮城県内の子どもに関わる団体・個人・機関が協力し、子どもの権利条約を周知し、子どもの権利を尊重する社会を目指すべく、2010年11月13日～14日の2日間にわたり「子どもの権利条約フォーラム in みやぎ」を仙台市青年文化センターにて開催した。参加者は北海道から沖縄まで全国から出席し、延べ1,606人にのぼった。フォーラムの構成は、基調報告、シンポジウム2回、交流会、コンサート、分科会である。その他、子どもが店長の「子どもフリーマーケット」、子ども記者が取材してフォーラムの記事を書く「学生新聞」の活動も行った。

基調報告は、子どもの権利条約ネットワーク代表・早稲田大学教授の喜多明人氏が「世界における子どもの権利条約の動きと国内の動き」と題して講演した。シンポジウムは「子どものことは子どもに聞こう」をテーマに、高校生5人がシンポジストとなり、宮城教育大学教授の関口博久氏がコーディネーターを務めた。難民支援、中国滞在経験をした生徒は若いうちに世界に目をひらく重要性を話し、音楽のライブ活動をした生徒は専門家のサポートが重要だと話した。もう1つは虐待防止シンポジウム。岩手県の児童養護施設みちのくみどり学園園長の藤澤昇氏、キャプネットみや

ぎ事務局長の鈴木俊博氏、みちのくみどり学園で生活していた女性が虐待防止の取り組みについて話した。コンサートは「あきらちゃん&ラーメンちゃんあそびうたコンサート」。300人が来場してラーメン体操をしたり歌ったりの楽しい時間に子どもたちは大喜びだった。「子どもひろば」では早稲田ゼミ、CRC伊達ぶりっじ（仙台の大学生のグループ）が子どもと大人からの声を集める「こどもカフェ」を行った。

分科会は16。次のようにさまざまなテーマで開催した。

- ① 子どもの声を聴かせて全国キャラバン
子どもの気持ちを拾い、受け止めるシステムを考える。
- ② 国際理解講座 Hi5！（ハイファイブ）
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが開発したHi5！という教材を使い、ゲームを通して国際協力活動などについて学ぶ。
- ③ ⑥ 子どもクッキング（2回実施）
子どもだけで食事をしなければならなくなった時などに作る簡単レシピ。
- ④ 子どものキモチを引き出すコツ～子ども参加ファシリテーター入門ワークショップ
子ども参加に取り組む活動者が振り返るファシリテーションのあり方。
- ⑤ 表現アートで学ぶ子どもの権利条約—動いて、感じて、身につけよう、
「くわたしも、あなたも大切」感覚
アートワークを通じて権利感覚を深く感じるワークショップ。
- ⑦ 子どもの権利条約をつくろう
宮城県で初めて条例を作った石巻市の例を紹介する。
- ⑧ 課外授業—学校では学べない恋人とのツキアイ方—性と命を考えよう
子どもたちが納得する性教育とは何か、子どもたちと一緒に考える。
- ⑨ 不登校・ひきこもりの現状と支援について考える
子どもの養育責任という観点から、不登校・ひきこもりの現状と支援を考える。

- ⑩ 罪を犯した少年にも弁護士を～少年たちに寄り添い支える大人たちの挑戦～
少年の立ち直りを支援している東北地方の弁護士と保護司のパネルディスカッション。
- ⑪ 特別な支援って、何？～障害のある子どもたちの権利をめぐる～
障害児とともに学ぶことと特別な支援について考える。
- ⑫ 親が変わる、教師が変わる、それが出発点—始めよう！勇気づけのアドラー心理学育児
アドラー心理学の育児プログラムを紹介する。
- ⑬ 乳幼児の権利って何だろう？ ワールドカフェで、みんなで考えてみませんか
音楽とお茶でリラックスした雰囲気の中、乳幼児の権利について話し合う。
- ⑭ ほ～っとする権利？ ～子どもの自尊感情を育む～
子どもの自己肯定感を高めるペアワーク、グループワーク。
- ⑮ スター・ペアレンティング～叩かず、甘やかさず子育てする方法～
親のあり方、役割を学ぶトレーニングを体験する。
- ⑯ 高校生の考える子どもの権利！
高校生自身が行ったライブ企画から子どもの権利を考える。

フォーラムを終えて、早稲田ゼミ・CRC伊達ぶりっじのメンバーがまとめた「子どもの声」などから得たことは、「乳幼児の声にならない声も、発言する子どもの声も、胸の中にあるまだ語れない子どもの声も、みんなどれも大切」「ありのままの自分でいい、生きていい存在だと思えたらいいね」「自分は大切にされていい権利があることをみんなが知れたらいいね」「権利が侵害されたときにSOSできる場所がたくさんあったらいいね」「安心していられる場所がたくさんあったらいいね」「信頼できる大人がそばにいてくれたらいいね」「こんなことが実現できるように、大人と子どもが一緒に取り組んでいこう！」というものだった。

参加した大人たちは子どもの権利条約について知り、またネットワークが広がった。これからも子どもたちが生きやすい社会を作っていこうと改めて心に刻んだフォーラムとなった。

【ワークショップ】 子どもの参画を考える

この報告の後、参加者と共に「子どもの参画」を実現し、宮城の子どもを守る防災計画を子どもと共につくっていくにはどうしたらよいかを話し合った。

子どもの権利条約の主な条文の項目として、12条（意見表明権）、第15条（結社・集会の自由）、第16条（プライバシー・通信・名誉の保護）、第19条（親による虐待・放任・搾取からの保護）、第23条（障害児の権利）、第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）、第32条（経済的搾取・有害労働からの保護）、第34条（性的搾取・虐待からの保護）が紹介され、これらの権利が十分守られていない現状がある。16条に関して、大人が子どもの手紙を勝手に開封する例。19条に関して、虐待が疑われても親が否定し、児童相談所が「いっばいだと子どもを家に帰してしまい、再発する例。中卒の子どもが得た給与をすべて親が取り上げ、虐待もしている例。23条に関して、震災時は避難所で障害児がパニックで騒ぐことがあるが、周囲に理解されず、親もケアできなくなった例。第32条に関して、子どもたちは労働者の権利についての知識を教えられていない点、などである。



子どもの権利条約に基づいた自治体の条例制定について、宮城県では2009年に石巻市が制定したのみである。この点に関し、子どもの権利に対して大人の意識改革が必要であり、条例制定をすすめるべきという意見や、子ども条例を市民生活に具体的にはどう生かすか分からない部分もあり、震災時などはどうするか、実際の運営になると縦割り行政の弊害も出るのではないか等の意見があった。

子どもの参画に関して、石巻市の例が紹介された。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは行政の復興計画に小学生から高校生の子どもの声を反映させようと「子どもまちづくりクラブ」を2011年から岩手県の山田町と陸前高田市、石巻市で開始。石巻市では子どもセンター（児童館）建設に関して、子どもたちが地域の大人たちの意見も取り入れ、市役所子育て支援課担当者とともに企画・デザインを行い、2013年12月に完成となる。また10月からは復興政策課より中心市街地活性化基本計画の改定に関して子どもたちの意見を聞きたいとの申し出があり、会議で商店街の祭りや弁当レシピなどのアイデアを出したという。

子どもたちは、集まる場所、仲間、サポートしてくれる大人の存在があれば大きな力を発揮する。子どもの権利条例は、その活動を保障し、将来の地域づくりに参画することを推進するものであるべきだという方向性が打ち出された。